

令和5年度第1回渋民市民センター運営協議会

日時 令和5年5月31日（水）

午後2時～午後3時

会場 渋民市民センター 研修室1・2

次 第

1 開会

2 挨拶

3 議長選出

委員の互選による会議議長選出

(市民センター等運営協議会設置要領第7条参照、p13)

4 協議

(1) 令和5年度渋民市民センター運営方針について

(2) 令和5年度渋民市民センター事業計画について

5 その他

6 閉会

○ 渋民市民センター運営協議会名簿

構成員	氏名	摘要
委員	小 崎 盛 人	
委員	芦 宏	
委員	及 川 照 子	
委員	三 浦 洋 子	
委員	佐 藤 恵美子	

(順不同・敬称略)

○ 渋民市民センター職員名簿

職名	氏名	摘要
所長	千 葉 浩	
主査	菅 原 薫	

令和5年度渋民市民センター運営方針

I 一関市教育委員会社会教育行政の方針

1 教育行政方針の目標（一関市教育振興基本計画）

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」を目指します。

2 社会教育行政の基本方針

ともに学び、まちとひとをつくる社会教育を推進します。

3 社会教育行政の方針

(1) 目標

学びと地域づくりの一体化と、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めます。

(2) 方針

① 社会教育と学習環境の充実

② 家庭と地域の教育力の向上

(3) 重点施策

① ことばを大切にする教育の推進

「ことばと読書」、「ことばの響き」、「ことばの先人」を柱とした「ことばの教育」を進めます。

② グローバルな人材の育成

③ 家庭と地域の教育力向上の推進

II 令和5年度一関市教育委員会教育行政の方針

1 ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

(1) 社会教育

社会教育については、市民が生涯にわたって自ら学ぶことができるよう、ニーズに対応した市民センター等での講座を企画するなど、多様な学習機会を提供してまいります。

また、市民センターでは、令和4年度から社会の変化に応じて必要な現代的課題について、テーマに沿った共通取組を実施することとしており、令和5年度は家庭における児童生徒のインターネット利用についてのテーマを設け、取り組んでまいります。

さらに、これらの取組や地域づくり活動にいかすため、指定管理を行っている市民センターの職員が社会教育主事講習を受講する際の費用等について支援してまいります。

Ⅲ 渋民市民センター運営方針

1 目標

「先人の気風を今に受け継ぐ ここは「しぶたみ」を基本理念とし、地元の偉人である芦東山先生の思想等を広めながら、集い、学び合う心豊かで住みよい地域づくりを進めます。

2 運営方針

- 渋民市民センターが旧渋民小学校であることを鑑み、室蓬カレッジ現代文学講座など「ことばを大切にする教育の推進」に取り組みます。
- 渋民地区文化祭など市民センター事業と民俗資料館企画展の併催など、民俗資料館と連携した事業実施に取り組みます。
- 渋民振興会が進めている、渋民市民センター指定管理受託へ向けた手続き等について、円滑に移行できるよう支援を行います。

令和5年度渋民市民センター事業計画

I 社会教育の充実

1 社会教育の推進

(1) 学習情報の提供

市民センター 広報の発行	<input type="radio"/> 市民センター事業他各種事業等情報の掲載 <input type="radio"/> 各種学習情報の掲載 <input type="radio"/> 「渋民保育園から」の掲載
市民センター 事業の提供	<input type="radio"/> 市民センター事業チラシの配布 <input type="radio"/> だいたいメールでの市民センター事業情報配信

(2) ことばを大切にす教育の推進

地域ふれあい dayの支援	<p>冬の地域ふれあい day「芦東山先生かるた大会」の支援を行う。</p> <input type="radio"/> 主 催 渋民振興会 <input type="radio"/> 開催時期 1月第2土曜日
芦東山先生顕 彰会事業の支 援	<p>市民センター広報等において、芦東山先生に関する話題の提供、また芦東山先生顕彰会事業の支援を行う。</p>
室蓬カレッジ 現代文学講座	<p>岩手に縁のある作家の作品を読み、作品の世界に浸ることにより、生涯学習の推進を図る。</p> <input type="radio"/> 講 師 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX <input type="radio"/> 開催時期 6月～7月 5回

(3) 生涯各時期における社会教育の充実

① 少年教育

渋民探検隊	<p>町内各地区の自然や文化にふれさせ、郷土の魅力を再発見せるとともに、郷土を大切にしようとする意欲を育む。</p> <input type="radio"/> 共 催 芦東山先生顕彰会
学びの土曜塾	<p>「地域を知る」をテーマに、地域の自然・産業や伝統文化に触れることにより、愛郷心を育む。</p> <input type="radio"/> 主 催 摺沢・興田・曾慶市民センター <input type="radio"/> 開催時期 夏休み・冬休み 各1回
大東ジュニア サマーキャン プ	<p>野外活動や共同作業を通じ、規律、協調の精神を養う。</p> <input type="radio"/> 主 催 大東支所地域振興課 <input type="radio"/> 開催時期 夏休み 1回
地域ふれあい	<p>夏の地域ふれあい day「砂鉄川で遊ぼう」の支援を行う。</p>

day の支援	<input type="radio"/> 主 催 渋民振興会 <input type="radio"/> 開催時期 8月第1土曜日
---------	-----------------------------------------------------------------------

② 成人教育

女性学級	<p>生活の向上、住みよい地域づくりのため、女性ならではの視点で、研修を深める。</p> <input type="radio"/> 共 催 渋民婦人会、JA いわて平泉女性部大東中央支部 渋民支部 <input type="radio"/> 開催回数 3回
剪定教室	<p>庭木の剪定に必要な知識を専門家の指導の下学び、もって今後の生活を豊かにする機会とする。</p> <input type="radio"/> 講 師 XXXXXXXXXX <input type="radio"/> 開催時期 6月20日
しめ縄作り講座	<p>しめ縄作り体験を通じ、日本の伝統文化に触れるとともに、伝統文化の後世代への継承に繋げる機会とする。</p> <input type="radio"/> 講 師 XXXXXXXXXX <input type="radio"/> 開催時期 12月中旬

③ 高齢者教育

高齢者学級	<p>高齢者の健康増進といきがづくり、生活の向上及び世代間交流を図る。</p> <input type="radio"/> 共 催 渋民老人クラブ連合会 <input type="radio"/> 開催回数 4回
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ 芸術文化の振興

渋民地区文化祭	<p>渋民地区民並びに各団体の芸術・文化活動の成果を展示・発表する場を設け、更なる生涯学習活動の啓発に繋げる機会とする。</p> <input type="radio"/> 主 催 渋民地区文化祭実行委員会 <input type="radio"/> 開催時期 11月上旬
渋民秋まつりの支援	<p>芸術文化活動の発表の場である渋民秋まつりの開催を支援する。</p> <input type="radio"/> 主 催 渋民秋まつり実行委員会・大東芸術文化協会渋民支部

⑤ スポーツ・レクリエーションの推進

渋民ウォーキング	ウォーキングに取り組むことにより、楽しく健康づくりを行う機会とする。 <input type="radio"/> 共 催 北部健康推進室・渋民体育協会 <input type="radio"/> 講 師 XXXXXXXXXX <input type="radio"/> 開催時期 5月23日
渋民体育協会の支援	体育行事を通じて、地区民の体育振興、健康増進、親睦・融和を図る。 <input type="radio"/> 主催 渋民体育協会 <input type="radio"/> 行事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会対抗ソフトボール大会 8月15日 ・ 渋民地区民大運動会 9月24日 ・ 夜間バレーボール大会 9月29、30日 ・ 歩け歩け大会 11月5日 ・ 軽スポーツ交流大会 12月3日、3月3日

(4) 推進体制の充実

市民センター運営協議会	市民センターの運営方針及び事業計画について協議し、効果的な事業実施に資する。 <input type="radio"/> 開催時期 5月、3月
社会教育関係団体の支援	社会教育関係団体の自主活動の奨励を随時行い、事業実施に対する支援を行う。 <input type="radio"/> 社会教育関係団体の登録 <input type="radio"/> 登録後の団体支援

2 地域づくりに取り組む人材、団体の育成

渋民振興会の支援	渋民振興会の運営全般に係る支援により協働のまちづくりを推進する。
渋民地区各団体の支援	渋民地区各団体との連携を図り、各団体の支援、おいては協働のまちづくりに資する。 <input type="radio"/> 主な団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋民体育協会 ・ 渋民地区福祉活動推進協議会 ・ 大東芸術文化協会渋民支部 ・ 渋民婦人会

	<ul style="list-style-type: none"> ・ JA いわて平泉女性部大東中央支部渋民支部 ・ 渋民老人クラブ連合会 ・ 伊勢神楽保存会
協働のまちづくり講座	市民センターの指定管理に向けた課題等について研修し、円滑な移行に資する。 <input type="checkbox"/> 共催 渋民振興会
渋民地区新年交賀会	地区民が一同に会し、新年を祝い相互の親睦を図る機会とするとともに、もって地域振興に資する。 <input type="checkbox"/> 主催 渋民地区新年交賀会実行委員会 <input type="checkbox"/> 開催時期 1月上旬

II 家庭と地域の教育力向上の推進

1 家庭教育の充実

家庭教育学級	子どもとの触れ合いの大切さを理解し、子育ての充実を図る。 <input type="checkbox"/> 共催 渋民保育園 <input type="checkbox"/> 開催時期 6月23日 <input type="checkbox"/> 内容 親子ふれあいレクリエーション
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

III 学習環境の充実

1 社会教育環境の充実

(1) 市民センター機能の充実

施設の整備	地元からの要望等を取り入れながら、施設の整備を行う。
施設の維持管理	<input type="checkbox"/> 渋民地区各団体等のご協力による作業 <ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンド環境整備作業（各自治会、渋民体育協会） ・ グラウンド等草取作業（渋民婦人会、JA いわて平泉女性部大東中央支部渋民支部） ・ グラウンド整備作業（XXXXXXXXXX） <input type="checkbox"/> 業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段昇降機定期保守点検等業務 ・ 自家用電気工作物保安管理業務 ・ 浄化槽管理業務 ・ 消防用設備保守点検及び防火対象物点検業務 ・ ガラス・床清掃業務委託 ・ 体育館バスケットゴール保守点検業務

(2) 組織の連携強化

市民センター 所長会議	市内市民センター相互の課題を共有するとともに連携を図る。 ○ 開催時期 随時
市民センター 等担当者会議	学びの土曜塾等、連携事業の企画及び大東地域内市民センター相互の課題を共有し、連携を図る。 ○ 開催回数 4回 ○ 内 容 ・ 室蓬カレッジ、学びの土曜塾、各地区文化祭等における連携 ・ 市民センター相互の課題の共有・協議
チーム会議	地域協働体等と地域づくりの方向性を共有し、課題解決に向け情報共有及び共通認識を図り、協働のまちづくりを推進する。 ○ 開催回数 6回

浜民市民センター利用集計

月	利用件数（施設単位 件）			利用者数 男（人）			利用者数 女（人）			利用者数 計（人）		
	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比
4月	52	54	2	132	150	18	106	98	▲ 8	238	248	10
5月	47	48	1	143	137	▲ 6	121	94	▲ 27	264	231	▲ 33
6月	51	48	▲ 3	165	148	▲ 17	146	117	▲ 29	311	265	▲ 46
7月	45	44	▲ 1	138	269	131	104	256	152	242	525	283
8月	30	17	▲ 13	64	52	▲ 12	71	35	▲ 36	135	87	▲ 48
9月	45	46	1	120	129	9	85	114	29	205	243	38
10月	79	53	▲ 26	406	139	▲ 267	396	100	▲ 296	802	239	▲ 563
11月	39	49	10	88	100	12	84	84	0	172	184	12
12月	51	39	▲ 12	104	101	▲ 3	142	92	▲ 50	246	193	▲ 53
1月	21	24	3	47	69	22	40	60	20	87	129	42
2月	40	45	5	125	134	9	77	101	24	202	235	33
3月	49	52	3	82	150	68	114	186	72	196	336	140
計	549	519	▲ 30	1,614	1,578	▲ 36	1,486	1,337	▲ 149	3,100	2,915	▲ 185

浜民市民センター-体育館利用集計

月	利用件数（施設単位 件）			利用者数 男（人）			利用者数 女（人）			利用者数 計（人）		
	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比
4月	31	27	▲ 4	345	224	▲ 121	118	112	▲ 6	463	336	▲ 127
5月	25	23	▲ 2	288	205	▲ 83	103	96	▲ 7	391	301	▲ 90
6月	30	24	▲ 6	292	218	▲ 74	158	136	▲ 22	450	354	▲ 96
7月	31	25	▲ 6	378	217	▲ 161	172	141	▲ 31	550	358	▲ 192
8月	31	22	▲ 9	355	242	▲ 113	182	107	▲ 75	537	349	▲ 188
9月	28	24	▲ 4	323	225	▲ 98	108	123	15	431	348	▲ 83
10月	39	34	▲ 5	579	360	▲ 219	314	243	▲ 71	893	603	▲ 290
11月	31	26	▲ 5	366	239	▲ 127	188	178	▲ 10	554	417	▲ 137
12月	29	23	▲ 6	322	232	▲ 90	144	146	2	466	378	▲ 88
1月	24	25	1	259	221	▲ 38	89	110	21	348	331	▲ 17
2月	25	30	5	216	289	73	67	111	44	283	400	117
3月	28	36	8	244	400	156	104	261	157	348	661	313
計	352	319	▲ 33	3,967	3,072	▲ 895	1,747	1,764	17	5,714	4,836	▲ 878

浜民市民センターグラウンド利用集計

月	利用件数（施設単位 件）			利用者数 男（人）			利用者数 女（人）			利用者数 計（人）		
	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比	R3	R4	前年度比
4月	6	8	2	47	55	8	35	32	▲ 3	82	87	5
5月	6	7	1	36	51	15	29	28	▲ 1	65	79	14
6月	5	6	1	43	78	35	29	35	6	72	113	41
7月	7	10	3	59	92	33	28	30	2	87	122	35
8月	5	7	2	40	19	▲ 21	19	6	▲ 13	59	25	▲ 34
9月	8	6	▲ 2	82	49	▲ 33	35	20	▲ 15	117	69	▲ 48
10月	6	7	1	24	49	25	18	21	3	42	70	28
11月	8	7	▲ 1	38	44	6	33	23	▲ 10	71	67	▲ 4
12月	1	1	0	5	5	0	5	1	▲ 4	10	6	▲ 4
1月	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
3月	0	1	1	0	8	8	0	6	6	0	14	14
計	52	60	8	374	450	76	231	202	▲ 29	605	652	47

市民センター等運営協議会設置要領

平成 27 年 2 月 3 日決定

(設置)

第 1 条 市民センター等に運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会を置く公の施設)

第 2 条 本要領の規定に基づき協議会を置く公の施設は、次のとおりとする。

- (1) 市民センター
 - (2) 花泉農村集落多目的共同利用施設
 - (3) 奥玉ふるさとセンター及び室根ふるさとセンター
 - (4) 関が丘コミュニティセンター及び真柴コミュニティセンター
- 2 協議会を置く公の施設のうち、市民センターの施設管理を一体として行っているものについては、複数の公の施設の協議会を併せて置くことができる。
- 3 市民センター又は第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）が、それぞれの条例の規定に基づき指定管理に移行した場合は、この要領は適用しない。

(協議会の構成員)

第 3 条 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、市民センター及び公の施設が管轄する区域の地域協働体から推薦された者の中から市民センター所長及び公の施設の長が選任する。ただし、当該区域内に地域協働体（地域協働体を設立するために組織する準備会等の組織を含む。）が設立されていない場合の選任の方法については、市長が別に定める。

- 2 地域協働体は、次の各号に掲げる事項を斟酌し、選考を行うものとする。
- (1) 地域活動を行っていること。
 - (2) 生涯学習活動を行っていること。
 - (3) 地域協働体が適当と認める活動を行っていること。

(構成員の人数)

第 4 条 協議会の構成員は、5 人以内とする。

(会議の招集)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、日時及び場所を会議に付議すべき事項とともに、あらかじめこれを通知して招集しなければならない。ただし、急を要する場合は、直ちにこれを付議することができる。

(協議事項)

第6条 会議では、次の事項について協議を行う。

- (1) 施設の運営方針に関すること。
- (2) 施設の年間事業計画に関すること。
- (3) 事業の企画に関すること。
- (4) 施設の利用団体に関すること。
- (5) 施設、設備等の利用に関すること。
- (6) その他施設の長が必要と認めること。

(会議)

第7条 協議会の会議を行う場合は、構成員の互選により会議の議長を選出する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民センター又は公の施設において処理する。